

かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の方向性について(案)

プラン(第3次)

<計画期間> H25(2013)年度から H29(2017)年度まで

<基本目標>
女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる社会へ

<基本理念>
(1) 人権の尊重
(2) あらゆる分野への参画
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現
(4) 固定的役割分担意識の解消

<重点目標及び施策の基本方向>

重点目標 1 女性の活躍と参画の促進

- ・ 様々な分野での活躍の支援
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進

重点目標 2 女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進

- ・ 女性の就業支援
- ・ 男女平等な就業環境の整備への支援
- ・ 適正な待遇の促進

重点目標 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- ・ 働き方・働きかたの改善の支援
- ・ 仕事と子育て・介護が両立できる生活環境整備の促進
- ・ 男性にとっての男女共同参画の促進

重点目標 4 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

- ・ 配偶者等からの暴力被害者への支援
- ・ 異性に対する暴力の防止の啓発
- ・ 生涯を通じた健康支援

*各重点目標 1～4 に関する意識啓発

女性活躍推進法(平成 27 年 9 月 4 日公布施行)

◆ 都道府県推進計画の策定(努力義務)
男女共同参画計画と一体のものとして策定可

推進計画の策定にあたっての留意事項

- ① 庁内横断的な推進体制の整備
⇒ 人権男女共同参画施策推進会議を活用
- ② 地域の実情及び住民ニーズの把握
⇒ 県民ニーズ調査(本年 10 月に実施)等で把握
- ③ 実施時期等の明記
- ④ 実施状況の点検・評価

◆ その他

- ・ 協議会の設置(任意)
- ・ 女性活躍推進法に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与(努力義務)

課題

重点目標 1 女性の活躍と参画の促進
〔主な現状〕
・ 民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合: 7.0%(H27) [目標値 8%(H29)]
・ 県幹部職員(課長級以上)における女性の割合(知事部局等の課長級以上の職員): 14.2%(H27) [目標値 20%(H26)]
・ 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合: 25.2%(H27) [目標値 27%(H29)]
〔課題〕
・ 依然として女性の参画が進んでいない分野がある。

重点目標 2 女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進
〔主な現状〕
・ 女性の年齢階級別労働力率(35～39歳): 61.0%(H22) [いわゆるM字の底(ワースト2位)、深さ(ワースト1位)]
・ 「職場」における男女の平等感: 18.5%(H23) [目標値 30%(H29)]
〔課題〕
・ M字カーブに見られるように、結婚や出産、子育て期に就業を中断する女性が依然として多くなっている。

重点目標 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
〔主な現状〕
・ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合: 12.4%(H20) [目標値 5 年前比 2 割減(H25)]
・ 6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間: 63 分/日(H20) [目標値 105 分/日(H25)]
〔課題〕
・ 長時間労働や長い通勤時間が結婚・出産に伴う女性の就業継続を困難にしている。

重点目標 4 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重
〔主な現状〕
・ 夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合
「交友関係や電話を細かく監視する」18.0%、「大声で怒鳴る」53.9%、「平手で打つ」88.4%、「生活費を渡さない」57.9%
(全て実績は H24) [全て目標値は 100%(H29)]
・ 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数: 22 市町村(H27) [目標値 23 市町村(H29)]
〔課題〕 暴力防止に向けた普及啓発や被害者支援に引き続き取り組む必要がある。

国の第4次男女共同参画基本計画(平成 27 年 12 月 25 日)

◆ 施策の基本的方向と具体的取組

I あらゆる分野における女性の活躍

- ① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

プラン(第4次)の方向性

【進め方】
審議会でも方向性について検討し、専門部会でプランに掲げる項目の要素や数値目標の項目、数値の具体的な内容について検討を行う。

<基本的な考え方>

- 1 基本目標及び基本理念は、神奈川県男女共同参画推進条例に基づき、プラン(第3次)の考えを引き継ぐ。
- 2 プラン(第3次)をベースに現状と課題を踏まえ、依然課題が残されているものは項目を引き継ぐ。
- 3 女性活躍推進法の推進計画として位置づけることを前提に、さらに、国の第4次男女共同参画基本計画の内容を勘案しながら、追加すべき項目や充実すべき項目を検討する。
- 4 2、3を踏まえ、重点目標、施策の基本方向等を検討する。
- 5 計画期間は5年(H30年度～34年度)とする。

<積み残した課題への対応>
(左「課題」欄参照)

<充実すべき項目>
【女性活躍推進法/地方公共団体において実施する具体的な施策】

- 1 女性活躍推進のための支援措置
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
 - (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 - (3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
 - (1) 男性の意識と職場風土の改革
 - (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
 - (3) ハラスメントのない職場の実現
- 3 地方公共団体における推進体制
 - (1) 都道府県推進計画策定の必要性
 - (2) 相談体制の構築
 - (3) 協議会の普及等

【第4次男女共同参画基本計画/改めて強調している視点】

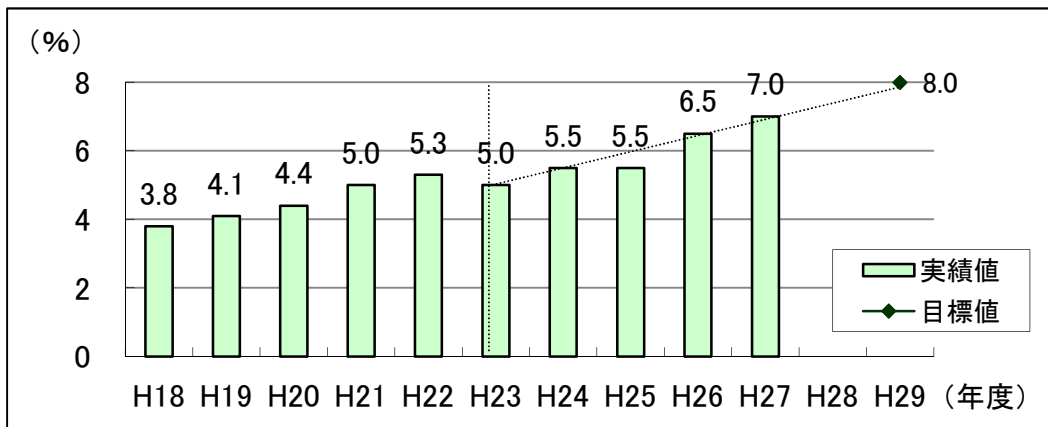
- (1) 男性中心型労働慣行等を変革(横断的な視点)
- (2) 女性活躍推進法の着実な施行や女性採用・登用推進、人材の層を厚くする取組の推進
- (3) 女性が安心して暮らせるための環境整備
- (4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化
- (5) 東日本大震災を踏まえた男女共同参画の視点からの防災・復興施策等

<数値目標>
現行プランの目標と国の成果目標(都道府県に求められている数値)を踏まえ、4次プランの目標を設定する。

かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）の主な現状と課題の把握（6/23 現在）

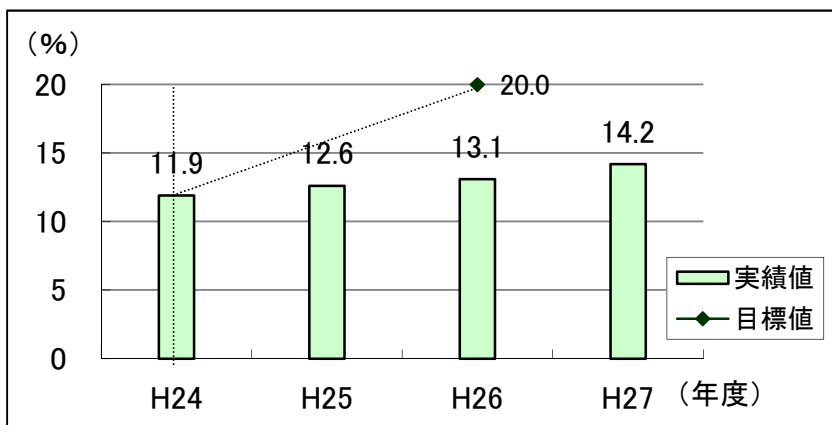
【重点目標1】女性の活躍と参画の推進

① 民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合



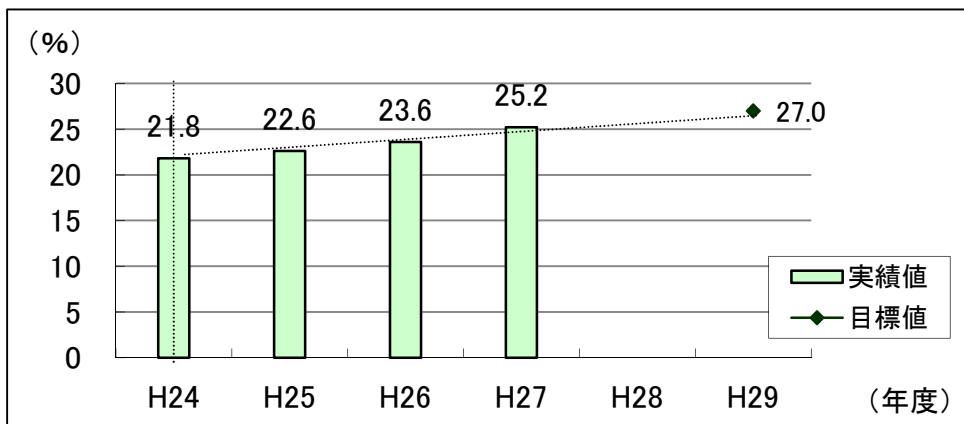
(※男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果)

② 県幹部職員（課長級以上）における女性の割合（対象は、知事部局、教育局、議会局、人事委員会事務局、監査事務局、神奈川海区漁業調整委員会事務局における課長級以上の職員）



(※人権男女共同参画課調査)

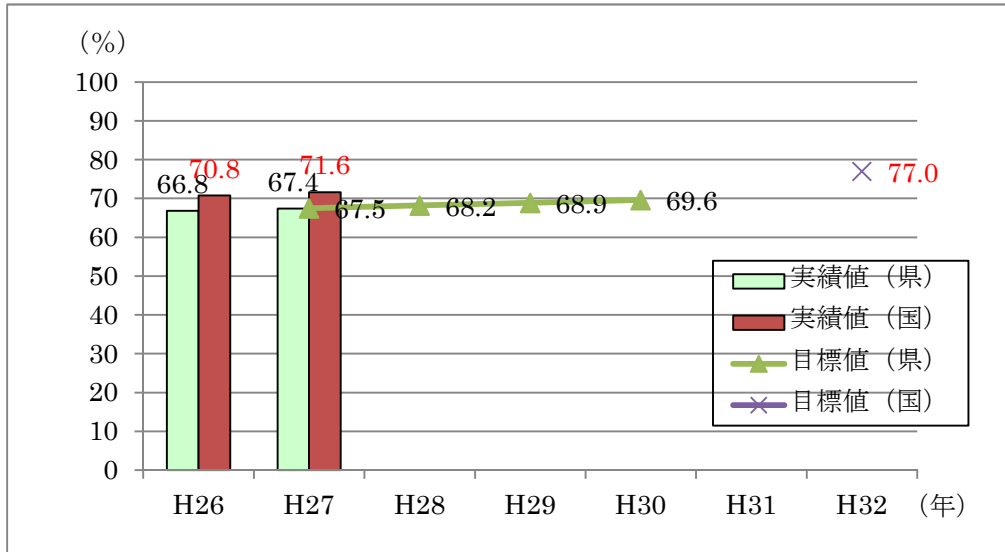
③ 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合



(※教育局教職員課回答)

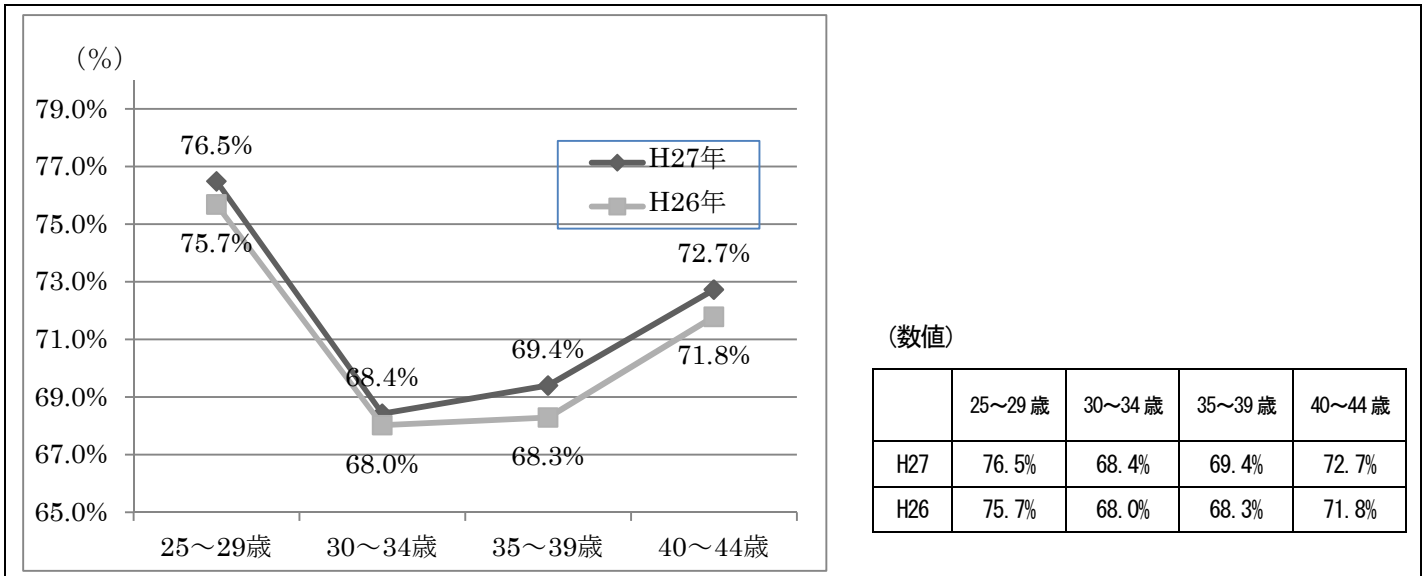
【重点目標2】女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進

① 25～44歳の女性の就業率（県と国の比較）



(※労働力調査(総務省統計局))

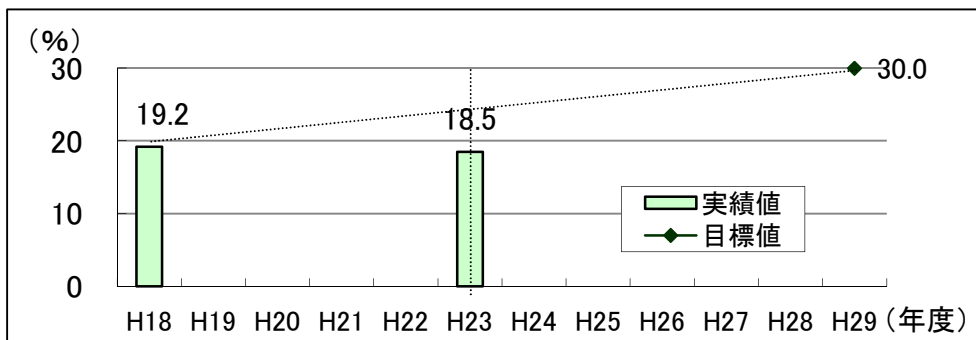
(参考) 25～44歳の女性の年齢階層別就業率(国(H27・H26))



(数値)

	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H27	76.5%	68.4%	69.4%	72.7%
H26	75.7%	68.0%	68.3%	71.8%

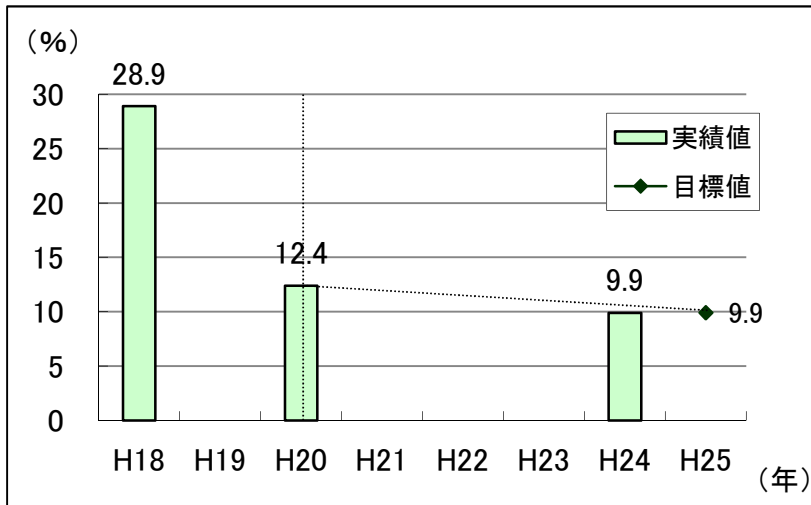
② 「職場」における男女の平等感



(※H23年度県民ニーズ調査)

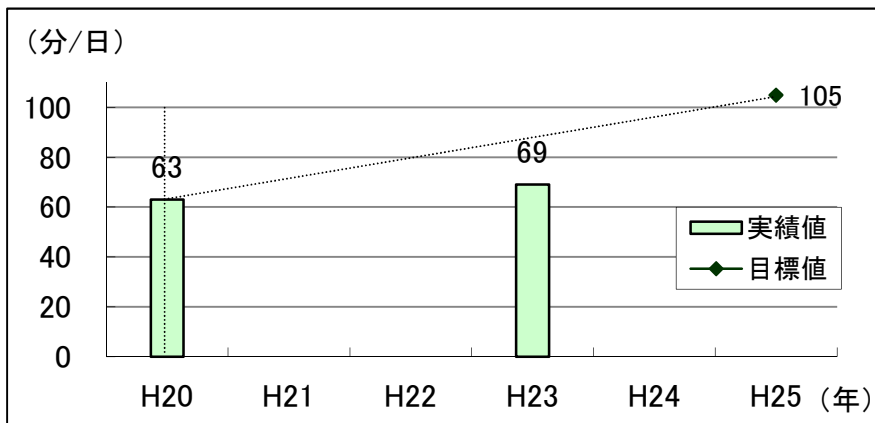
【重点目標3】仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合



(※H20 は神奈川県における仕事と生活の調和の実現に向けた提言、H24 は就業構造基本調査)

② 6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

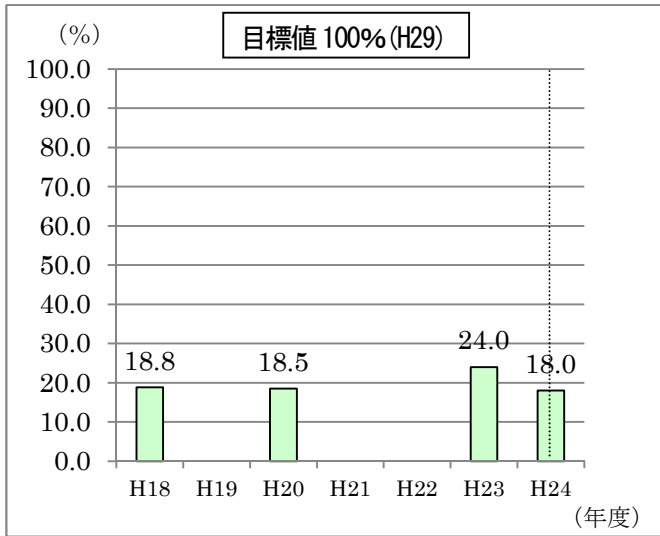


(※H20 は神奈川県における仕事と生活の調和の実現に向けた提言、H23 は社会生活基本調査)

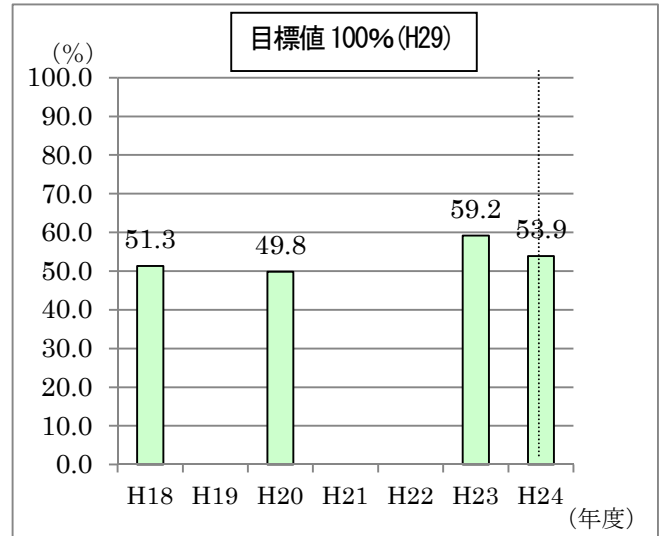
【重点目標4】異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

① 夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合

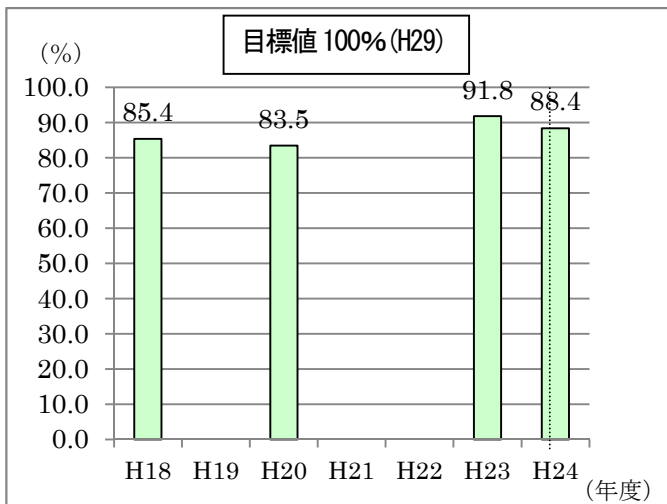
(1) 「交友関係や電話を細かく監視する」



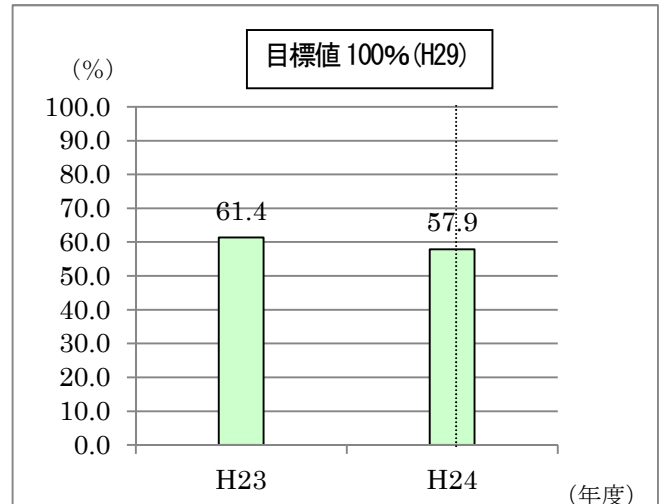
(2) 「大声で怒鳴る」



(3) 「平手で打つ」

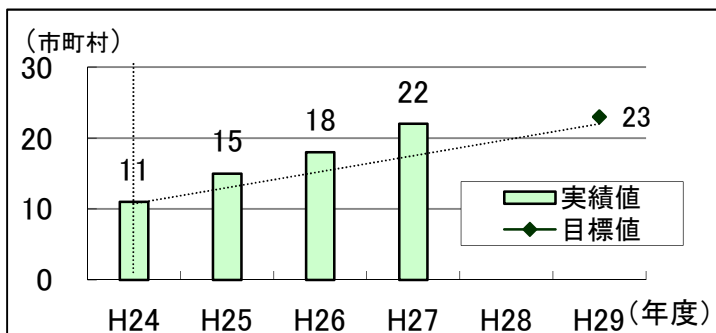


(4) 「生活費を渡さない」(H23~)



(※H23 年度県民ニーズ調査等)

② 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数



(※人権男女共同参画課調査)